

インドネシア進出企業の ビジネス法務実務 (入門編)

黒田法律事務所
黒田健二
ユリア・クスマ・ウルダニ

インドネシアへの進出形態

本稿では、外国企業がインドネシアに事業進出する際の形態について取り上げます。

Q1 外国企業がインドネシアに事業進出する場合、どのような事業形態を選択することができますか。

A1 有限責任会社を設立する方法と、駐在員事務所を開設する方法があります。

外国直接投資企業(Panamanan Modal Asing: PMA企業と呼ばれています)の設立は、外国人とインドネシア人のパートナー(それぞれ、法人または個人)の合弁による場合と、100%外国資本による場合とがあります。いずれの場合にも、インドネシアの会社法に基づく有限責任会社(Perusahaan Terbatas: PT)の形態とし、インドネシア国内に拠点を置くことが求められます。

また、外国企業がインドネシアで事業を開始する際の手段として、駐在員事務所(Representative Office: RO)を設けることも認められています。外国企業の多くが、インドネシア市場に参入する

初期の段階では、ROという形態を選択します。

Q2 PTとROの違いは何ですか。

A2 特に、法人格の有無、登録の要否、直接販売活動の可否、等に違いがあります。

・PTについて

PTは、法人格を有し、法人として登録されるものです。PTに関しては、関係省庁に申請を行って事業許可を受ける必要があります。

PTの株主は、自己の引受株式の資本額の範囲内で、すなわち、所有する株式の額面価格を上限として、会社の債務について責任を負うものであり、会社の債務のためにそれ以上の個人資産を投じる責任はありません。

PTの設立は、2人以上の出資者が、公証人の認証した定款に基づいて行なうこととされています。インドネシアの法務人権大臣によって公正証書が認証された後、設立登記を経て官報に公布され、初めて法人としての地位が確立します。

PTは、外国人100%所有、外国人とインドネシア人との合弁、またはインドネシア人100%所有のいずれによっても設立できます。インドネシアのPTは、その所有者の国籍にかかわらずインドネシアの会社とみなされ、インドネシア法の遵守が要求されます。会社の設立後に株主の変更、すなわち株式の売却を行うことは可能であり、その売却先は外国人またはインドネシア人のいずれでも構いません。

PTには、非上場会社と上場会社の2種類があります。「Perseroan Terbuka」または「TKU」として知られる上場会社にする場合、資本市場監督庁(Badan Pengawas Pasar Modal・BAPEPAM)から営業許可証を取得しなければなりません。営業許可証を発行された会社のみが、証券取引所に上場することが出来ます。

- 表記の例
- 上場会社の場合—
PT○○○○○○(TKU)
 - 非上場会社の場合—
PT○○○○○○

・ROについて
ROには、インドネシア法上の法人格がありません。計画されている投資に現地法人を必要としな

い場合などは、ROという形態を選択するのが一般的です。

ROの運営は、外国企業または外国企業同士の合弁企業により選任された、1人または複数の駐在員(外国人またはインドネシア人のいずれでも可)によって行なわれます。

ROの設立については、3年間という期限付きの許可が与えられますが、申請により期間延長することも可能です。

O3 ROは誰でも開設することが出来ます。

A3 ROは、原則として、申請すれば誰でも開設することが出来ます。

ただし、事業形態や目的によって以下の3種類に分けられ、それぞれ許可の条件や機能が異なります。

1. 取引駐在員事務所 (Trading Representative Office・TRO)
2. 地域駐在員事務所 (Regional Representative Office・RRO)
3. 公共事業駐在員事務所 (Public Works Representative Office・PWRO)

1. 取引駐在員事務所 (TRO)

TROは、現地と外国の購入業者/供給業者との間の取引を円滑にし、品質の検査や輸出入書類の作成を補助するために設立されま

(1) 活動内容

TROは、以下の活動を行うことが出来ます。

- a. 外国企業を代表して、外国で製造された製品をインドネシア国内で紹介し、その販売を促進すること。また、製品の使用および輸入に関するガイドライン等、製品に関する情報をインドネシア国内の企業および消費者に提供すること。
- b. 製品の販促を目的として、インドネシア国内における市場調査や販売管理を行うこと。
- c. 外国企業からの指示の下、インドネシアにおける製品調達に関して市場調査を行うこと。
- d. 製品の輸出にかかわる要求事項に関して、提携先候補であるインドネシア企業との連携や情報およびガイドラインの提供を行うこと。

e. 外国企業を代表して、インドネシアからの輸出に関する契約をインドネシアの企業と締結すること。

(2) 制約事項

TROは、以下の活動を行うことはできません。

- a. インドネシア国内における直接取引や販売活動に従事すること。
- b. 入札、契約の締結、苦情処理などを行うこと(取引の初期段階または最終段階のいずれにおける場合も含みます)。
- c. 輸出入業務を行うこと(但し、外国企業が承認した場合には、関係法令に従ってインドネシア企業を選定し、輸出入業務に携わることが出来ます)。

例えば、日本の会社が、インドネシアに子会社や関連会社等設立せずに企業活動を行おうとする場合、TROという形態を選択します。但し、上記の通り営業面その他における制約があることから、取引等を円滑に進めるためには、現地の会社を仲介業者として指名し、これを通じて売却、購入、輸出入等の行為を実施することも出来ます。

2. 地域駐在員事務所 (RRO)

RROは、外国企業がインドネシア国内の関連会社や子会社との調整を図るために設立されます。

(1) 活動内容

RROは、以下の活動を行うことができます。

- a. 外国企業のインドネシア国内における支社、子会社、および関連会社を監督すること。
- b. 外国企業とそのインドネシア国内における支社、子会社および関連会社との間の調整を図ること。
- c. インドネシアに、またはインドネシアとその他の国に、外国投資企業を設立し事業を拡大するための準備すること。

(2) 制約事項

RROは、以下の活動を行うことはできません。

輸出入を含む実際の取引を行ったり、その活動により収益をあげたりすること。

関連会社、子会社、または支社などの業務運営に携わること。

3. 公共事業駐在員事務所 (PWRO)

エンジニアリング業またはエンジニアリング・コンサルティング業に従事する会社が、インドネシアで操業することを意図してRROを開設する場合には、PWROを設けなければなりません(公共事業省令第50/RPT/1991号)。

(1) 要件

PWROを開設するには、公共事業省が発行する許可証を取得する必要があります。

この許可証の取得には、外国企業本体の財務状況が良好であること、特定のプロジェクトの実施に關し3年以上の経験を有すること、技術力を備えていること、という要件を満たすことが求められます。

(2) 活動内容

PWROは、以下の活動を行うことができます。

- a. 土木、電気設備、機械設備および建築物の建設業、並びに/またはエンジニアリング・コンサルティング業に従事すること。

但し、政府等によるプロジェクトに従事するためには、インドネシアの建設会社との合弁事業という形態をとることとされています。また、合弁事業のパートナー

は、インドネシアの建設プロジェクト許可証で「A」クラス(一年あたり総額5億ルピア相当以上のプロジェクトを実行する能力があることを示す)を有していることという要件も満たす必要があります。

- b. 外国企業を代表して、宣伝や契約の締結を行うこと。

- c. 外国企業を代表して、エンジニアリング業および/またはコンサルティング業の市場ポテンシャルを探るため、インドネシアの個人、企業または政府機関と連絡をとること。

- d. 合弁事業を通じて、国際プロジェクトの予備入札に参加すること。

- e. プロジェクトが完了するまでの間、建設契約に規定された業務の範囲内で、その他の活動を行うこと。

本稿は、インドネシアにおける投資に関する法的事項について、一般的な情報の提供を目的としています。具体的な事案、法的助言等につきましては、適格な専門家にご相談下さい。

黒田健二 (くろだ けんじ)



黒田法律事務所代表パートナー。早稲田大学一年中退。司法試験合格。その後、国内の法律事務所勤務を経て、北京語学院、デューク大学ロースクール、復旦大学法学部高級進修生課程を終了。専門は国際金融、独禁法、知的財産法など。

ユリア・クスマ・ワルダニ (Yulia Kusuma Wardani)



ランブン国立大学講師。黒田法律事務所リーガルアドバイザー。ポゴル農業大学「コンピュータ情報」卒業。ランブン国立大学法学部、関東学園大学(LLM)卒業。横浜国立大学国際経済法研究科後期博士課程履修中。専門は国際取引法。